

○ 利用者負担の徴収方法

- 利用料を事業者が徴収する方法だと、滞納がちな利用者をどうしても避ける傾向が出てきて、それで子供が排除されるのは避けるべき。〔第19回・山形委員〕
- 利用者負担が利用者と提供者が向き合うきっかけになる可能性もある。しかし、排除が起こるならそこは問題。〔第19回・駒村委員〕
- 利用者の方が、利用料を事業者側に払うのが自然。  
問題は2つあり、一つは、事業者側が支払ってくれそうにないということで敬遠することは、介護保険でも、法制上、契約締結拒否の正当な理由にはならず、行政の監督がきちんとやる問題。もう一つは、払えない人をどうするかで、利用料の所得に応じた減免をきちんと入れることで、ある程度解決できていくと考えられる。〔第19回・岩村委員〕
- 受給権を発生させて契約ということであれば、利用者が保育所に支払うのが当然。ただし、事情があれば、市町村がそこに積極的に関わる余地を残せば良いのではないか。〔第19回・吉田委員〕
- 払えるのに払わない人は、契約締結拒否できるという点がある。払える人と、払えない人を分けて議論する必要。〔第19回・岩村委員〕
- 払えるのに払わない人について、督促して払わなければ後は公費を投入して補填することであれば、保育所が徴収することでそんなに問題はないと思う。そういう仕組みを作っていないと、事業者として厳しい経営になる。〔第19回・山縣委員〕
- 払えるのに払わない人の中には、ネグレクト傾向の保護者がいることがあり、行政として強制徴収できたとしても、強制徴収すれば退所につながりかねない。保育サービスの対象である子どもをどうするかという現場の悩みがある。〔第19回・大堀参考人〕

#### 4 多様な提供主体の参入について

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所認可に裁量性が認められ、基盤整備に抑制的働くことの課題</li> <li>○ 必要な客観基準を満たしたサービスを給付対象とすることについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護保険でも障害者自立支援法でも、事業運営基準があり、その基準を満たした事業者には指定がなされ、利用者は指定事業者の中から選べる仕組みになっている。〔第13回・岩村委員〕</li> <li>○ 認可の仕組みについて都道府県が大きな裁量権を持つという説明がなされたが、三重県においては、市町村の意見を無視して県の裁量で認可を拒むといったことは全くない。都道府県が関わらない形で市町村がやるという方法もあるのではないか。〔第18回・野呂委員〕</li> <li>○ 待機児童がいる、又は、潜在的な待機児童が見込まれる地域では、一定の要件を満たした施設から申請があった場合、特段の事情がない限り、認可すべき。〔第14回・吉田委員〕</li> <li>○ 自治体によっては、最低基準だけでなく、設置主体が社会福祉法人であるかどうか大きく影響する。〔第14回・吉田委員〕</li> <li>○ 多様な事業者が参入し、柔軟なサービス提供を行える仕組みをつくるのが非常に重要な課題。〔第14回・今井参考人〕</li> <li>○ 保育サービスの量的拡大を測るためには、まず基準を満たす施設については速やかに給付対象とすることが必要。〔第15回・中村参考人〕</li> <li>○ 最低基準を満たしたところは認可し、支援していくことが必要。早急に是正する必要がある。〔第15回・小島委員〕</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な提供主体の参入に際しての地域の保育機能維持のための視点</li> </ul>	<p style="text-align: right;">21</p>

<p>○ 株式会社・NPO法人等に対する初期投資費用(施設整備費用)の手当方法</p>	<p>○ 事業者の法人種別に応じて差を設ける積極的理由が見いだせないのではないか。特に、施設整備費用については大きな負担要素。減価償却の反映等の配慮が必要。〔第14回・今井参考人〕</p> <p>○ 多様な事業者の参入を促進するためには、初期投資費用の負担軽減が必要。〔第18回・中村参考人〕</p> <p>○ 株式会社やNPO法人に対して初期投資費用の補助がない点については、公平な事業参入という意味で見直しが必要。〔第14回・杉山委員〕</p>
<p>○ 運営費の用途範囲制限、会計基準の適用に係る課題</p>	<p>○ 保育所運営費の用途範囲制限についても、新規保育所設置や、保育所の土地建物の賃借料への充当制限、社会福祉法人会計の問題は検討する必要があると思うが、配当への充当については、懸念がある。〔第14回・杉山委員〕</p> <p>○ 多様な事業者の参入を促進するためには、運営費の用途の柔軟性を高めることが必要。〔第18回・中村参考人〕</p> <p>○ 保育所設置にはかなりの資金が必要であり、資金調達を行うに当たり、株式会社の場合には、出資者に対する適正な配当で応じなければならない。この点について配慮が必要。〔第18回・中村参考人〕</p>
<p>○ 多様な提供主体の参入や量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督</p>	<p>○ <u>多様な主体の参入の上では、参入のときの質の担保と、その後の監督が非常に重要。主体によって参入させないということではなく、きちんと見ていくことが大事。</u>  <u>情報公開も必要。現在は、認可されなかった場合も、保育所側が何故なのか理解できていなかったり、保護者も、認可されたところと、そうでないところの違いを十分理解できなかったりするが、事業者も利用者も、皆が理解できることが重要。〔第19回・宮島委員〕</u></p> <p>○ <u>多様な主体の参入の上では、施設長や、保育にリーダーシップを持つ人材は、一層大事</u>  <u>になってくる。施設長のための資格など、今後の課題。〔第19回・庄司委員〕</u></p>

## 5 保育サービスの質(1)

<p>○ 保育内容や保育環境等についての科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みの構築</p>	<p>○ 予算をつけて、長期的に子どもの育ちを考えていく仕組みを作らなければならない。〔第15回・山縣委員〕</p> <p>○ NICHD(アメリカの国立小児保健・人間発達研究所)のような研究をするには、膨大なお金がかかる。もう少しお金をかけてちゃんと検討しないとイケない。〔第15回・小林参考人〕</p> <p>○ 建物や空間といったハード面の子どもへの影響の研究についても、日本は甘い。〔第15回・藤森参考人〕</p>
<p>○ 最低限の保育の質を保障しつつ、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫等が発揮しやすい最低基準のあり方</p>	<p>○ 地域によって異なる基準を設定するのではなく、ナショナルミニマムとしての最低基準を適用すべき。〔第14回・吉田委員〕</p> <p>○ 最低基準は国の基準として必要。自治体毎となると、基準が違うものに国が支援することになり、地域によって、低い水準でも国の支援が入ったり、高い水準でも入らなかったりする矛盾、問題点が出てくる。最低基準を据えた上で、各自治体がどう創意工夫するか。〔第15回・小島委員〕</p> <p>○ <u>量的拡大や、柔軟なサービス提供、保護者の利便のために、保育の質を犠牲にしてはならない。最低基準は改善することはあっても、下げるべきではない。</u>〔第19回・篠原委員〕</p> <p>○ すべての子どもに一定水準の保育を保障することが最も重要であり、その中で、国と地方公共団体の役割を議論すべき。〔第18回・野呂委員〕</p> <p>○ 保育所の設置運営の環境は、地域間で大きく異なる。実施主体である市町村が地域の実情に応じて実施できるよう、基準設定を市町村に委ねるべき。その際、子どもの最善の利益を図る、子どもの視点に立ったより良い保育の実現を目指し、質が低下しないよう、保育関係者の理解を得て進めていくことが大事。〔第18回・野呂委員〕</p> <p>○ 認可外保育所にはいろいろな種類があるので、地域の実情を踏まえ、認可基準について柔軟性を持たせるべき。〔第15回・中村参考人〕</p>

<p>○ 最低限の保育の質を保障しつつ、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫等が発揮しやすい最低基準のあり方 (続き)</p>	<p>○ 現行の最低基準、特に施設設備関係については、科学的・実証的な調査・研究の成果を踏まえて見直しを行うべき。〔第14回・吉田委員〕</p> <p>○ 0歳児・1歳児は、園庭がなくてもできるというのはあると思う。〔第14回・清原委員〕</p> <p>○ 最近、良くわかっている保護者は、乳児の間は園庭がなくても家庭的な雰囲気、3歳になったら公立保育園へという方も増えてきている。〔第16回・原参考人〕</p> <p>○ ある認証保育所で、安全・清潔・保育士数がきちんと確保されているが、面積が非常に狭いところがあった。子どもは自立し、知識も十分で、保護者は高く評価するかもしれない。しかしながら、次世代を担う子どもたちに今求められる学力は何かというと、コミュニケーション能力、問題解決能力であり、こうした力は、子ども集団が培っていく。子ども自ら環境に働きかけ、環境との相互作用により、子どもは発達していく。 にもかかわらず、主体的な活動を促すことは限られた空間ではできず、子ども同士の関わりも少なくなる。自ら環境に働きかけるには、やはりある広さが必要。〔第15回・藤森参考人〕</p> <p>○ 家には、トイレがあって、向こうに台所があってと、いろいろな生活の空間がある。一方、認証保育所は保育室の一部屋しか空間がなかったりする。最低基準としては、保育室の広さと園庭しか基準がないが、全体の生活の空間があるかどうかという点もある。〔第15回・藤森参考人〕</p>
<p>○ 保育所職員の配置基準のあり方</p>	<p>○ もっと子ども一人ひとりに手をかけられるような人の配置が望まれる。〔第15回・内海委員〕</p>

○ 保育士の養成・研修のあり方

- 保育サービスの供給量を増やすためには、担い手である保育士の確保は大変重要。今後ますます保育士の需要が高まると思われるが、既に首都圏を中心に、保育士不足のために保育サービスの提供が難しくなっているという声も聞く。多様な人材が保育に従事できるような仕組みが必要だ。  
例えば、認可外保育施設の勤務実績を評価して、試験を経て、保育士資格につなげるような仕組みを導入することも考えるべき。〔第18回・中村参考人〕
- 三鷹市においては、公立保育所の保育士に、キャリア・ビジョンの確立に向けた人事制度と専門研修受講システムを設け、また、公立保育園の研修に際しては全認可保育所、認証保育所、家庭福祉員の参加を受け入れている。〔第14回・清原委員〕
- 東京では、保育士の確保が非常に難しくなっており、サービス量を拡充していくためには、担い手である保育士の量・質の確保が大きな課題。〔第14回・吉岡参考人〕
- 資格や研修はとても大事だが、ミニマムであり、研修をすればサービスの質が上がるとは一概に言えない。やはり実務経験がメイン。  
勤続年数も、長く務めればサービスの質が上がるとは一概に言えない。経験を積むことでスキルが上がるような仕組みがあって初めて意味がある。  
研修を実務に生かすような仕組みをどう作るかということも議論が必要。〔第16回・佐藤委員〕
- ソーシャルワーク的なより専門性の高い保育・子育て支援を行う場合はさらにレベルの高い保育士資格を設けることも考えられる。〔第16回・杉山委員〕

<p>○ 保育士の労働条件の整備・改善</p>	<p>○ 離職率は質に関わる大事な点。保育士がくるくる変わると、子どもの心理的安定が妨げられるし、保育士にとっても安定して長期間きちんと子どもの発達を見てこそ、初めて良い保育ができる。保育の根幹に関わる場所。きちんと把握すべき。〔第14回・大日向部会長〕</p> <p>○ 保育士の職場環境がどのように変化したか、調べる必要がある。保育にこれが必要、あれが必要と、どんどんプラスしていくことには限界があるのではないか。保育士への負荷が高まり、現場ではそれができなくて疲弊している。実際の保育現場で実践できる保育士の育成が必要。</p> <p>保育士の特性と能力を最大限発揮するための職場のマネジメントも重要。</p> <p>保育所・保育士だけでは限界があり、地域のつながりの中で子どもを育てるために、保育所や保育士がどのような役割を果たせば良いのか、改めて検討する必要。〔第15回・杉山委員〕</p> <p>○ 市町村には、働く保育士の環境整備支援がますます求められる。〔第15回・清原委員〕</p>
<p>○ 都道府県の指導監督や第三者評価のあり方</p>	<p>○ 保育の質の維持・向上のためには、監査の強化徹底は外せない項目。〔第18回・大日向部会長〕</p> <p>○ 三鷹市においては、「保育のガイドライン」を策定し、市としての保育の基本的考え方、保育の質の最低ラインを示しており、認可保育所だけでなく、認証保育所等にも適用して、情報共有化と共通理解を恒常的に図っている。</p> <p>私立認可保育所・認証保育所に対し、公立保育所と同様に、第三者評価の受審に加え、保護者満足度調査の実施を勧奨している。</p> <p>公設民営保育所については、各園ごとに運営委員会を設置し、検証を行っている。検証評価の仕組みは、第三者評価を含め、非常に重要で、保育の質を語るときに不可欠な取組。〔第14回・清原委員〕</p> <p>○ 保育の機能に着目した新たな評価指標を開発し、認可・認可外を問わず、機能評価を行うべき。〔第14回・吉田委員〕</p>

○ その他

- 少子化への対応は、持続可能な社会保障システムという観点ばかりでなく、現在の子どもの発達環境への影響という観点をきちんと入れておく必要がある。〔第13回・庄司委員〕
- 良質な保育が提供されなければ、女性は働くことを断念せざるを得ず、持続可能な社会保障システムそのものが堅牢なものとならない。〔第13回・大日向部会長〕
- 子どもの健全な発達保障のために、どのような保育サービスが望ましいかという視点は共通認識。「質」というポイントに、保育サービスを直接受ける子どもたちの視点をいかに担保できるかが重要。〔第13回・第15回清原委員〕
- 一定の質に裏打ちされた保育サービスの量を確保することが必要。〔第15回・中村参考人〕
- 質の定義・構成要素が明確になっていない。親の利用満足度と引き換えに、子どもの育ちが劣化すれば質が上がったとは言えない。議論の中で質は注意深く扱わないと、空中戦になってしまう。〔第15回・駒村委員〕
- NICHD(アメリカの国立小児保健・人間発達研究所)の大規模な長期縦断研究では、母親による保育の価値が絶対的ではないという点が示された。子どもの育ちへの影響は、どちらかという保育よりも家庭の方が強い。〔第15回・小林参考人〕
- 家庭環境によって、将来の成長発達に影響があるとなると、家庭環境の違いを超えて、すべての子どもが健やかに成長するためには、質の高い幼児教育や保育が必要。〔第15回・吉田委員〕
- NICHD(アメリカの国立小児保健・人間発達研究所)の大規模な長期縦断研究では、保育の質を、ポジティブな養育という概念で定義している。具体的要素として、保育者がポジティブな態度を示す、身体接触をする、子どもの発生や発話に応答する、子どもに質問する等々の要素を示している。  
こうした保育の質には、大人と子どもの人数比率、クラス規模、保育者の学歴、専門教育歴が高いほど、良質となるとされている。〔第15回・小林参考人〕



○ その他

- 子どもの発達を保障する環境は非常に複合的で、家庭的要因もちろんあるが、保育をいかに子どもの最善の利益と発達を保障できる環境とできるか。〔第15回・大日向部会長〕
- 親にとってのサービスの質は、夜間保育や休日保育の有無、通勤の利便性など、消費者の観点から評価しやすいが、子どもにとってのサービスの質をどう測るかは難しい問題。質が子どもの成長に影響することは想像に難くないが、評価に要するタイムスパンが長い。このため、質の悪い保育の危険性を親や社会が十分認識していない場合、近視眼的な行動をとる場合は、質への需要は過小になる。〔第14回・大石委員〕
- アメリカの研究によると、親は保育の質を高めめに評価しがちである。つまり質の高い保育のために親がお金を払おうとしないことを意味しており、その傾向は低所得世帯ほど強いとみられる。〔第14回・大石委員〕
- 子どもの育ちは、保育だけでなく家庭要因に強く影響を受けることに改めて着目すると、かなり多くの親は、子どもの幸せを考え、一緒に成長したいと思っているのであり、親が子どもと余裕をもって接することができる環境を整えるためにも、親の希望に配慮することを、わがままと考えないで欲しいと思う。〔第15回・宮島委員〕
- この20年間位で、少子化や、親の就労形態の変化、地域環境の変化によって、子育て・子育ての環境にどのような変化が起きたのか、調べる必要がある。〔第15回・杉山委員〕
- 「質」か「量」という議論については、「質」を下げずに価格を上げるという方法もあるが、そうすると、一部の人は働かないという選択をするかもしれない。「質」を下げると、子どもの発達上マイナスになるかもしれない。プラス・マイナスをしっかりと考えていく必要がある。〔第12回・大石委員〕
- 保育の質について、行政や保育所だけが考えるのではなく、保護者を巻き込みながら考える、親の選ぶ目を尊重できるような仕組みもできたらよい。〔第16回・原参考人〕(再掲)

<p>○ その他</p>	<p>○ 質を考える上では、ソフト面の親の満足感や、園と一緒に子どものことを考えられるかといったことも考慮すべき。〔第12回・宮島委員〕</p> <p>○ 三鷹市では、公設民営の結果として、コストの削減に対する市民の理解を求めるためにも質を落としてはならないと、保育の質に対する保育士など市全体の認識が高まった。一方で、人件費の点から、若い保育士が多い構成とならざるを得ず、いかに指導をきちんとできるかということで園長が重要になった。市の責任が大変重要で、経験の継承、ガイドラインの徹底などが必要。〔第14回・清原委員〕</p> <p>○ 公設公営の保育園には、民間ではできない大切な役割がある〔第16回・杉山委員〕</p> <p>○ 公設の保育園を一定程度は残す、それに対して、国としてなんらかの支援を行うということはないか〔第16回・杉山委員〕</p>
--------------	--

## 6 保育サービスの質(2)(認可外保育施設の質の向上)

○ 認可外保育施設の認可基準到達に向けた質の向上の支援強化

○ 所得が低く、夜間の仕事しか見つからなかったような場合、十分なフォローが必要な人であっても、現状は認可外保育施設となるが、そういう人こそバックアップが必要。〔第14回・宮島委員〕

○ ベビーホテルなど認可外保育施設は、ともすると、最も児童福祉的な対応が必要な親子も少なくない。早急に対応が必要であり、認可保育所等の質の維持改善と並行して、認可外保育施設の認可化のための対応が必要。〔第15回・杉山委員〕

○ 大人の都合で子どもに不利益・格差が生じないよう、公的な役割を果たす必要がある。〔第15回・内海委員〕

○ 認可外については、基本的には最低基準のクリアを目指すべき。〔第15回・小島委員〕

○ 質の確保の観点からは、認可保育所を中心としたサービス供給を基本とすべきだが、待機児童の多い地域では、認可外保育施設の認可化を促進する必要がある。

認可化を志向する施設については、例えば1年以内に認可化することを条件に、施設整備費や運営費を補助することを検討すべき。〔第14回・吉田委員〕

○ 認可外保育施設の認可化移行支援に係る補助制度をもっと手厚く、利用しやすくできないか。〔第16回・杉山委員〕

○ いきなり厳しい条件を求めるのではなく、段階を経て、最終的には理想の園に整備されていくという道筋を示すのが実効的。〔第15回・杉山委員〕

○ 三鷹市においては、「保育のガイドライン」を策定し、市としての保育の基本的考え方、保育の質の最低ラインを示しており、認可保育所だけでなく、認証保育所等にも適用して、情報共有化と共通理解を恒常的に図っている。〔第14回・清原委員〕(再掲)

○ 認可外保育施設の認可基準到達に向けた質の向上の支援強化

(続き)

- 認可外保育施設について、都道府県が指導監督等を行っているが、市町村も連携して対応できるようにすべき。また、市町村の子育て支援情報が、認可外保育施設にも十分行き渡るよう、配慮が必要。〔第16回・杉山委員〕
- 認可外保育施設のなかでも、もっとも行政の目の届いていない施設に対しては、早急に何らかの対策を打ち、少しでも良い環境のなかで子どもが過ごせるよう、取組むべき。〔第16回・杉山委員〕
- 認証保育所に対する厳しい意見もあるが、認可保育所に入れず認証で救われた家庭も多い。既に存在している認証保育所を否定するのではなく、一緒に協力の輪の中で質もアップしていくという形で進めて欲しい。〔第15回・宮島委員〕
- 三鷹市においては、私立認可保育所・認証保育所に対し、公立保育所と同様に、第三者評価の受審に加え、保護者満足度調査の実施を勧奨している。〔第14回・清原委員〕(再掲)
- 保育の機能に着目した新たな評価指標を開発し、認可・認可外を問わず、機能評価を行うべき。〔第14回・吉田委員〕(再掲)
- 多角的な保育サービスが地域で存在する上で、基軸となる保育の質の基準を、公立保育園がしっかりと示していかなばならないと考えており、三鷹市では、コミュニティー住区に1箇所はできる限り公立公営保育所を確保し、認可外保育施設に働きかけながら、保育内容や保育士同士の交流を進めていきたいと考えている。〔第15回・清原委員〕
- 認可保育園の経験豊富な保育士が、一定期間、認可外保育施設にかかわり、実地を通して、様々なアドバイスを行ってはどうか。また、認可保育園との保育士間の人事交流をしてはどうか。〔第16回・杉山委員〕

○ 待機児童が解消できていない中での、認可保育所の入所の可否による質の保障・公費投入の公平性の課題

○ 保育サービスを受けられる人と受けられない人の公平性の確保を過渡期は考えざるを得ない。受けられていない人がいる中で、受けている人達の質を下げるなどというのは、公平性の確保の点で、議論として通らない。量を拡大していき、最終的には質も維持するということはあるが、過渡期については、公平性の確保の観点が必要。〔第12回・佐藤委員〕

○ 地域ごとに保育サービスが違ったとしても基本的に全員にサービス提供するというのが、一つの公平性。〔第12回・佐藤委員〕（再掲）

○ 全体の仕組みの中で、過渡期対策を行うのが良いのか、待機児童が多い地域のみで考えるのかという議論がある。〔第12回・山縣委員〕（再掲）

○ 認可保育所で対応しづらい夜間保育など多様なニーズへ対応するサービスとしての位置付け・質の確保

- 認可保育所をあきらめた人たちが、公の本来の支援から外れていることについて、不公平という声がある。〔第12回・宮島委員〕(再掲)
- 認可保育所だけが指定事業者になれるような指定基準を設定すると、需要が掘り起こされた結果、供給が全く足りないという可能性がある。認可保育所、認証保育所など幾つかの種類がある中で、どこに基準を設定するのか。供給量を伸ばすことと、質を維持することの兼ね合いを考えなくてはならない。〔第13回・岩村委員〕
- 今の認可保育所は、必ずしも様々な働き方のニーズに合っていない部分がある。待機児童は現に認可保育所に申し込んで待っている人。最初から申し込むことを諦めてしまっている人たちがたくさんいる。〔第12回・宮島委員〕(再掲)
- 所得が低く夜間の仕事しか見つからなかったような場合は、本来十分なフォローが必要なのに認可外保育施設ということに現状はなっている。〔第14回・宮島委員〕
- 認可保育所は一生懸命やってくれていると思うが、認可を諦めてしまった人たちの声は届かなくなっている。〔第12回・宮島委員〕
- 認可保育所以外にも多様な受け皿がある一方、全く経済的支援がないが、すべて認可保育所だけでフォローするのは現実的に無理であり、様々なサービスに対して支援が行われることが大事。適用の仕方は慎重にしつつも、一定の基準を満たした多様なサービスに利用券が使える仕組みとすることも一つの検討課題。〔第13回・宮島委員〕(再掲)
- 認可保育所で開所時間延長や0歳児保育など大都市ニーズへの対応が進まない点について、特に公立で進んでいない。それは区市の中で関係者との話し合いが整わない結果。〔第14回・吉岡参考人〕
- 認可保育所の改革の遅れを、認証保育所で解決しようとしているのではないか。大原則に戻るべき。〔第14回・山縣委員〕
- 特定保育や一時保育、休日保育、夜間保育など非定型的な保育サービスについては、認可外保育施設であっても、一定の要件を満たすことを条件に補助対象とすることを検討すべき。〔第14回・吉田委員〕

<p>○ 待機児童の多い都市部に着目した面積基準・保育士資格要件の緩和の問題点</p>	<p>○ 地域によって異なる基準を設定するのではなく、ナショナルミニマムとしての最低基準を適用すべき。〔第14回・吉田委員〕（再掲）</p> <p>○ 最低基準は国の基準として必要。自治体毎となると、基準が違うものに国が支援することになり、地域によって、低い水準でも国の支援が入ったり、高い水準でも入らなかったりする矛盾、問題点が出てくる。最低基準を据えた上で、各自治外がどう創意工夫するか。〔第15回・小島委員〕（再掲）</p> <p>○ 地域の実情を踏まえ、認可基準について若干の柔軟性を持たせるべき。〔第15回・中村参考人〕（再掲）</p>
<p>○ 定員要件のあり方（小規模なサービス形態）</p>	<p>○ 5～20人の間に、家庭的保育の延長のような形の保育ができれば、大きな施設や調理室を必要とせずに良い形の保育を考えられるのではないか。〔第14回・宮島委員〕</p> <p>○ 5～20人の間の基準を設けて、支援するようなことも必要。〔第15回・小島委員〕</p> <p>○ 家庭的保育と認可保育所の間を補う、小規模型の保育施設の設定が、多様な働き方の対応には向いている。〔第15回・杉山委員〕</p> <p>○ 3歳以上児の受け入れが可能な認可保育所が近隣に存在し、連携できるなど、一定の要件を課した上で、3歳未満児に限り、20人以下の定員を認めるべき。〔第14回・吉田委員〕</p> <p>○ 小規模で良いサービスをしている施設について、新たな類型を作るべき。〔第15回・中村参考人〕</p>

<p>○ 保育士資格要件の必要性</p>	<p>○ 保育に携わる人は保育士でなければいけない。各家庭での養育とは異なり、保育は有資格者が行うことが、質を担保する最低条件。〔第15回・内海委員〕</p>
<p>○ 認可外保育施設の保育従事者についての業務に従事しながらの資格取得を含めた質の向上</p>	<p>○ 質の確保の観点からは、認可保育所を中心としたサービス供給を基本とすべきだが、待機児童の多い地域では、認可外保育施設の認可化を促進する必要がある。 認可化を志向する施設については、例えば1年以内に認可化することを条件に、施設整備費や運営費を補助することを検討すべき。〔第14回・吉田委員〕</p> <p>○ 公費の支援が明らかに少ない認可外保育施設が、これだけの開所時間があり、その割に保育料がすごく高いわけではないことを考えると、大変な努力の上で、人件費にしわ寄せがいつている可能性がある。〔第14回・宮島委員〕</p> <p>○ 人の面にバックアップが必要。保育士を増やし、そこにお金をつけていけば、認可外保育施設の質はかなり良くなるはず。〔第14回・宮島委員〕</p> <p>○ 認可基準を満たすよう引き上げていく過程において、経過的に、保育士を段階制にしてい くことも検討していく必要があるのではないか。〔第16回・杉山委員〕</p> <p>○ 例えば、認可外保育施設の勤務実績を評価して、試験を経て、保育士資格につなげるよ うな仕組みを導入することも考えるべき。〔第18回・中村参考人〕(再掲)</p> <p>○ 三鷹市においては、公立保育所の保育士に、キャリア・ビジョンの確立に向けた人事制度 と専門研修受講システムを設け、また、全認可保育所、認証保育所、家庭福祉員参加に よる保育士研修を実施している。〔第14回・清原委員〕</p> <p>○ <u>多様な主体の参入の上では、施設長や、保育にリーダーシップを持つ人材は、一層大事 になってくる。施設長のための資格など、今後の課題。</u>〔第19回・庄司委員〕(再掲)</p>



○ 認可化移行やサービス量拡充を進めたとしてもなお、給付対象サービスのみでは、需要を満たし得ない地域の取扱い

○ 認可が困難な認可外保育施設に関しては、非定型保育や家庭的保育などの活用を促すことが考えられる。

〔第14回・吉田委員〕

○ 給付対象となる保育サービスのみでは、保育の需要を満たし得ない地域では、公平性の観点からも、柔軟な対応が必要となってくる。〔第15回・中村参考人〕

○ 認可保育所の待機者を対象に、利用者の保育料負担の軽減策を検討する必要。〔第14回・吉田委員〕

○ 保育サービスの利用者へ受給権を与えることによって、認可保育所へ入れない認可外保育施設の利用者に対して、保育料負担軽減を行うことが可能になるのではないか。〔第14回・吉田委員〕

○ 入所希望は公的に責任もって保障されるべきであり、やむなく公的受け皿がないために私的施設を利用せざるを得ない場合は、保護者の負担は公的な場合と同等にすべき。〔第15回・内海委員〕

○ 認可保育所以外にも多様な受け皿がある一方、全く経済的支援がないが、すべて認可保育所だけでフォローするのは現実的に無理であり、様々なサービスに対して支援が行われることが大事。適用の仕方は慎重にしつつも、一定の基準を満たした多様なサービスに利用券が使える仕組みとすることも一つの検討課題。〔第13回・宮島委員〕

<p>○ その他</p>	<p>○ 認可外保育施設を探す場合、就業の緊急度が高い低所得者ほど、長期的に見た子どもの利益追求よりも、目前の所得機会を確保するために、サーチを辞めざるを得ない。そのため、質に問題があっても、手近な保育所を選択しがちになり、本来は市場から淘汰されるべき業者が残ってしまうことになる。〔第14回・大石委員〕</p> <p>○ 認可外保育施設の指導監督は、市町村にも一定の責任を持たせ、地域の子育て情報や、子育て支援の取組の「蚊帳の外」に置かれないような配慮が必要。〔第15回・杉山委員〕</p> <p>○ ベビーホテル等について、これまでは市町村が関わるのに制度的限界があったが、制度的な壁を越える取組を進め、認可・認可外ともに一定水準の保育サービスの質を保っていくことが重要。〔第15回・清原委員〕</p> <p>○ 認証保育所の急増等を考えると、一つの有力なモデルになる可能性もあるが、危惧するところはないのか。引き続き把握する必要。〔第15回・庄司委員〕</p> <p>○ <u>認証保育所などの自治体の独自施策による保育施設は、一般的な認可外とは別の、半ば認可された認可外というような議論になる傾向があるが、あくまで認可外であり、認可化できるような支援を考えるべき。</u>〔第19回・山縣委員〕</p>
--------------	---

## 7 地域の保育機能の維持向上

<p>○ すべての子どもに、地域の子ども集団の中での成長を保障する観点からみた地域の保育機能の維持向上の意義</p>	<p>○ 保育所は、保育を提供するだけでなく、子ども同士の絆や社会性を身につけさせるスタートとなるもの。また、若い親にとっても、主体的に地域社会に参画する第一歩となる。地域社会ではこの機能を大事にすべきであり、切り捨てれば、家庭の孤立化を助長する。〔第18回・野呂委員〕</p> <p>○ 過疎化が進んだ地域であっても、子どもたちに基礎的な社会サービスは提供しなければいけない。過疎化の中では効率性はどうしても維持できなくなるが、そういう中でもいかにして基礎的な社会保障、対人サービスの提供をするのか。その工夫を考えなければならない。〔第17回・駒村委員〕</p>
<p>○ 児童人口が著しく少ない地域における保育の定員規模の要件・事業運営方式・財政支援のあり方</p>	<p>○ 5、6人の保育所、場合によっては、3人、4人という所もある。子どもを健やかに育むための機能をどうするかという視点から、小規模保育所での対応、あるいは家庭的保育での対応といったように発想を変えるべき。〔第17回・吉田委員〕</p>
<p>○ 児童人口が著しく少ない地域における保育所の多機能化を支援する仕組み</p>	<p>○ 保育所を多機能化して、地域の子育ての拠点にする取組を、是非具体的にモデル事業として進めていってはどうか。〔第17回・福島委員〕</p>